



第 1 3 1 回定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面への記載を省略した事項

- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当体制の運用状況の概要
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

株式会社 東 京 會 館

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第 15 条の規定により、インターネット上の
当社ウェブサイト (<https://www.kaikan.co.jp>) に掲載することにより開示しております。

業務の適正を確保するための体制及び当体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）は、以下のとおりであります。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス体制の基本原則として東京會館企業行動規範、コンプライアンス基本規程を定め、取締役及び使用人が、法令及び定款等を遵守するよう、周知徹底を図る。
- ②監査役は、取締役の法令及び定款等の遵守状況を監視するとともに、内部監査部門と連携して、内部統制システムの整備・運用に関し、モニタリングを行いコンプライアンス体制の強化を図る。
- ③取締役及び使用人は、法令及び定款等に違反する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、情報管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存及び管理を行う。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①業務執行に係るリスクのなかで、以下のリスクを当社の三大リスクと認識し、個々のリスクについてそれぞれ委員会を設置し、その管理体制を整え、使用人に対する研修、教育を行う。
 - ア．食品衛生及び食品安全に関するリスク
 - イ．防火及び防災に関するリスク
 - ウ．顧客個人情報に関するリスク
- ②リスク管理規程を定め、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会規程・常務会規程及び常勤役員規程を定め、取締役会を原則月１回開催するほか、常務会を原則週１回開催し、必要に応じて適宜臨時に開催することで職務執行の迅速化・効率化を図る。
- ②経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は、常務会において議論を行い、その審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
- ③取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

（５）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役と協議のうえ、人選・配置を行う。
- ②当該使用人については、その人事に関し、取締役からの独立性を確保する。
- ③当該使用人が他部署と兼務の場合、監査役の職務遂行上必要な時は、その業務を優先

する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、コンプライアンス基本規程の定めに従い、当社における重大な法令違反等を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告する。
- ②公益通報者保護法等の法令に従い、報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない体制を整える。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の処理手続きを行う。

(8) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は、監査役と適宜会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- ②取締役は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
- ③内部監査部門は、監査役と適宜情報交換を行い、連携して監査を行う。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ①内部統制基本規程を定め、財務報告に重要な虚偽記載や誤りが生じる可能性の高い業務プロセスについて、そのリスクの低減を図るシステムを整備する。
- ②財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況を定期的にモニタリングし、統制上の重要な不備を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告し、その是正を行う。
- ③財務報告に係るIT業務の内部統制システムの整備を行う。

(10) 反社会的勢力排除に関する体制

- ①当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たない。
- ②すべての取締役及び使用人に対し、反社会的勢力との接触並びに取引を行わないこと、社内の密接な連携を本社並びに各営業所に周知徹底し、万が一、このような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関と連携のうえ、当社として毅然とした態度で対応する。
- ③当社は「特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、警察並びに地域の企業と積極的な情報交換に努める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ①コンプライアンスに係る規程類の自社ポータルサイトへの掲載で、当社役職員がいつでも閲覧できる体制を整備し、その周知・徹底を図っております。
- ②監査役は、内部監査部門と連携して、内部統制システムの整備・運用に関し、各部門責任者との面談とモニタリングをとおり体制の強化と監視を図っております。

- ③当社役職員が監査役、取締役会に報告する体制として設置した「社内通報システム」の窓口を、常勤監査役、調査担当部署を監査室とし、その実効性を確保しております。

(2) 取締役の職務執行の適正及び効率性確保に関する体制

経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は、常務会において議論を行い、その審議を経て、社外取締役3名、社外監査役2名出席の取締役会において執行決定を行い意思決定及び監督の実効性を確保しております。当事業年度は、取締役会を11回、常務会を46回開催いたしました。

(3) リスク管理体制

①食品衛生及び食品安全

食品衛生対策委員会による食品衛生に関する講習会の実施、各営業所への抜き打ち検査の実施及び取引先業者の食品衛生管理体制の視察に加え、外部機関による衛生検査の実施等、更なる衛生管理の徹底を図っております。

②防火及び防災

防火・防災対策委員会指導のもと、各営業所において直下型地震等防災訓練にも積極的に参加し、東京消防庁主催の「普通救命等（応急手当）講習会」にも年2回参加、現役社員の5割以上が救命技能認定を受け「応急手当奨励事業所」に認定されるなど、緊急時におけるお客様への対応に備えております。

③顧客個人情報

情報管理委員会において、顧客情報の取扱いやコンピュータウイルスによる情報漏洩の危険性に関し、研修等による周知徹底を行うほか、社内ポータルサイトでの注意事項掲出やアンケートの実施および「情報セキュリティ・セルフチェック」などを掲載し、全社的なITリテラシーの向上を含めた個人情報取扱いへの意識づけを図っております。

④感染症対策

感染症対策委員会では、新型コロナウイルスのみならず様々な感染症の発生や発生時の感染拡大を防止するため、感染管理活動を行っております。また、通達による注意喚起を行い、お客様と使用人の健康と安全を第一に考え感染予防対策の徹底を図っております。

(4) 監査役の職務の執行に関する体制

- ①監査役の職務を補助するため、管理部門員1名を任命しております。

- ②代表取締役は、監査役と継続的に重要課題等について意見交換を行っております。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

内部監査部門並びに会計監査人により、内部統制報告書の作成を行い、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を行っております。当事業年度は、財務報告において重要な要素である売上高の多くを占めるという観点から本館を評価範囲といたしました。

株主資本等変動計算書

令和6年4月1日から

令和7年3月31日まで

(単位：千円)

(単位未満切り捨て)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金
令和6年4月1日残高	3,700,011	925,002	1,317,364	2,242,367	1,697,270	865,483
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 100,202
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 51,034	51,034
当期純利益						889,486
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△ 51,034	840,319
令和7年3月31日残高	3,700,011	925,002	1,317,364	2,242,367	1,646,236	1,705,802

	株主資本			評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
	利益剰余金 合計				
令和 6 年 4 月 1 日 残 高	2,562,754	△ 444,076	8,061,056	1,536,889	9,597,945
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△ 100,202		△ 100,202		△ 100,202
固定資産圧縮積立金の取崩	－		－		－
当 期 純 利 益	889,486		889,486		889,486
自 己 株 式 の 取 得		△ 150,124	△ 150,124		△ 150,124
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 （ 純 額 ）				720,388	720,388
事業年度中の変動額合計	789,284	△ 150,124	639,159	720,388	1,359,547
令和 7 年 3 月 31 日 残 高	3,352,038	△ 594,201	8,700,215	2,257,277	10,957,493

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、貯蔵品・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品、仕掛品、製品・・・・・・・・・・先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金・・・・・・・・従業員(使用人兼務役員を含む)に対し支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担相当額を計上しております。

③ 役員賞与引当金・・・・・・役員に対し支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担相当額を計上しております。

④ 退職給付引当金・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

⑤ 株式給付引当金・・・・・・業績連動型株式報酬制度における、役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 宴会

当社は、一般宴会・婚礼の実施に係る場所・料理・飲料・接客その他サービスの提供を行っております。顧客から受注した一般宴会・婚礼を実施する義務を負っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転することで履行義務が充足されると判断していることから、一般宴会・婚礼の実施が完了された時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

② 食堂

当社は、レストランにおける料理・飲料やサービスの提供を行っております。顧客から受注した料飲とそれに伴うサービスを提供する義務を負っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転することで履行義務が充足されると判断していることから、当該料飲及びサービスの提供が完了された時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

③ 売店

当社は、洋菓子等の販売を行っております。顧客から受注した製商品を引き渡す義務を負っており、顧客が当該製商品に対する支配を獲得することで履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製商品が引き渡された時点で収益を認識することとしております。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3か月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法

保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。

（2）業績連動型株式報酬制度（役員報酬B I P信託）に関する会計処理方法

当社の取締役に対する業績連動型株式報酬は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じた処理を行っております。

（3）消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

会計上の見積りに関する注記

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

繰延税金資産

- (2) 当事業年度の計算書類に計上した額

繰延税金資産 1,042,264 千円

当事業年度の貸借対照表において、繰延税金負債 1,726,864 千円と相殺して、その純額を繰延税金負債として計上しております。

- (3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

内外の経営環境・過去の業績などから見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。

- ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の検討においては、将来の課税所得の前提となる「中期経営計画」を基礎として算定しており、主要な仮定は、主に売上高及び営業利益の予測であります。

- ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期や金額は、将来の不確実な経済状況に影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期や金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 担保に供している資産

建物	4,487,951 千円
土地	1,423,473 千円
計	5,911,425 千円

- (2) 担保に係る債務

1 年内返済予定の長期借入金	240,000 千円
長期借入金	11,040,000 千円
計	11,280,000 千円

当社は、受託者との間で東京會館本館ビル等の一部を信託財産とした信託契約を締結しております。受託者は信託財産の管理を行うとともに、令和4年3月31日に責任財産を信託財産に限定した借入（以下「信託内借入」）を行い、受益者である当社へ信託元本として交付しております。「(2) 担保に係る債務」のうち、「1 年内返済予定の長期借入金」及び「長期借入金」は、当該信託元本交付金を当社の借入金として計上したものであり、「(1) 担保に供している資産」のうち、「建物」及び「土地」は、当該信託内借入の担保とされているものであります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,814,365 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 3,463,943 株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 164,348 株

(注) 当社は、役員報酬 BIP 信託を導入しており、当事業年度末の自己株式数には、当該信託が所有する当社株式 40,000 株を含めております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和 6 年 6 月 21 日の定時株主総会において、次のとおり決議しています。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 株式の種類 | 普通株式 |
| ② 配当金の総額 | 100,202 千円 |
| ③ 1 株当たり配当額 | 30 円 00 銭 |
| ④ 基準日 | 令和 6 年 3 月 31 日 |
| ⑤ 効力発生日 | 令和 6 年 6 月 24 日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和 7 年 6 月 20 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を
次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 配当金の総額 | 100,187 千円 |
| ② 1 株当たり配当額 | 30 円 00 銭 |
| ③ 基準日 | 令和 7 年 3 月 31 日 |
| ④ 効力発生日 | 令和 7 年 6 月 23 日 |

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 「配当金の総額」には、この配当金の基準日である令和 7 年 3 月 31 日現在で役員報酬 BIP 信託が所有する当社株式 40,000 株に対する配当金 1,200 千円が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	税務上の繰越欠損金	678,068 千円
	退職給付引当金	198,180 千円
	減損損失	59,195 千円
	賞与引当金	77,838 千円
	その他	76,662 千円
	小計	1,089,945 千円
繰延税金負債	評価性引当額	△47,681 千円
	合計	1,042,264 千円
	固定資産圧縮積立金	△747,900 千円
	その他有価証券評価差額金	△968,572 千円
	資産除去費用	△10,390 千円
繰延税金負債の純額	合計	△1,726,864 千円
		△684,599 千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については適正かつ円滑な運用を行い、投機的な取引は行いません。資金調達については、営業債務のほか金融機関からの借入により行います。

営業債権である売掛金は顧客に対する信用リスクを有しておりますが、発生単位ごとに残高管理を行うなど、リスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に信託受益権及び業務上の関係を有する企業の株式であり、信用リスク等及び市場価格の変動リスクを有しておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク管理を行っております。これら金融資産のリスク管理は社内規程（「資産運用細則」）を定めて運用しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の用途は、運転資金及び設備投資に係る資金であります。変動金利借入には金利の変動リスクを有しておりますが、借入金額及び期間などを限定してリスクを管理しております。

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。非上場株式は市場価格のない株式等であるため含めておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券（※3）	3,976,156	3,976,156	—
(2) 敷金及び保証金	180,295	176,947	△3,348
(3) 長期借入金（※4）	(11,280,000)	(10,629,218)	△650,781
(4) リース債務（※5）	(847,482)	(824,079)	△23,403
(5) 長期預り保証金	(475,500)	(471,395)	△4,104

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「預り金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、「有価証券」は信託受益権であり、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（※3）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	443,589

（※4）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※5）流動負債に含まれている1年以内に返済予定のリース債務を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	3,976,156	—	—	3,976,156

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	176,947	—	176,947
長期借入金	—	(10,629,218)	—	(10,629,218)
リース債務	—	(824,079)	—	(824,079)
長期預り保証金	—	(471,395)	—	(471,395)

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュフローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、将来キャッシュフローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上高
主要な財又はサービス	
宴会	10,783,583
レストラン	3,361,562
売店・その他の営業	838,033
顧客との契約から生じる収益	14,983,179
その他の収益	290,205
外部顧客への売上高	15,273,384

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,320 円 86 銭
1 株当たり当期純利益	268 円 30 銭

株主資本において自己株式として計上されている役員報酬B I P信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末発行済株式数は、当事業年度40,000株であります。

また当該自己株式を1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度24,615株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。